

短期入所療養介護 加算料金表 (介護保険)

2019年10月～

加算(介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位	その他
夜勤体制加算	¥24	¥48	¥72	／日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥18	¥36	¥54	／日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	¥46	¥92	¥138	／日	
個別リハビリテーション加算	¥240	¥480	¥720	／日	
療養食加算	¥8	¥16	¥24	／食	
緊急時施設療養費	¥518	¥1,036	¥1,554	／日	月3日まで
認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥200	¥400	¥600	／日	利用後7日
送迎加算	¥184	¥368	¥552	／片道	
重度療養管理加算	¥120	¥240	¥360	／日	
緊急短期入所受入対応加算	¥90	¥180	¥270	／日	利用後7日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額／月				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額／月				

加算内容

加算(介護保険)	内容
夜勤体制加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合加算
個別リハビリテーション加算	医師・又は医師の指示を受けたPT・OT・STが、個別リハビリテーションを行った場合加算
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合加算
緊急時施設療養費	緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合1月1回連続する3日を限度として算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した場合、利用した日から起算して7日を限度として加算。
送迎加算	入退所の際、ご自宅との送迎を行った場合
重度療養管理加算	要介護4又は5で、厚生労働大臣が定める状態にある方に対して計画的な医学管理を継続的に行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合加算
緊急短期入所受入対応加算	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合、利用を開始した日から起算して7日を限度として加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に3.9%を乗じた額／月
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に2.1%を乗じた額／月